10/15 レポート 2020-10-15

課題

テキスト 210 頁~212 頁の判旨を、300 頁程度でまとめて提出ください。

レポート

財産権の制限と立法府の合理的裁量

立法の規制目的が社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、または規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性にかけていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法二十九条二項に違背する。

森林法一八六条の分析

目的を達成するための手段として共用森林の持分価額の二分の一以下の共有者に分割請求権を 否定していることは、立法目的達成のための手段として合理性又は必要性に欠けることが明らかで ある。その理由として次の四つがあげられる。(a) 共有森林は森林経営に協力する義務を必ずしも 負っていないから、共有者への権利への成約は森林経営の安定という目的と合理的関連性がない。 (b) 意見の対立が生じた共有者は管理行為を行うことができないから、分割請求の禁止は、かえっ て森林を荒廃させる。(c) 森林の分割、細分化は他の法律が摘要される場合には認められているか ら、本件の規制によってこれらを防止する必要性には疑問があること。(d) 民法上の共有物分割請 求を認めても実際にはしんりん の細分化は防止できる。

丸山 竜輝 1